

重 要

平成26年12月吉日



会員各位

荒井商事株式会社

アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

規約変更・新設および運営規定変更のご案内

拝啓 初冬の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループではアライ AA 小山に建機会場の開設、並びに建機オークション運営開始により、弊社会員規約を平成27年1月1日より下記の通り、変更・新設させていただきます。また、規約変更に伴い、産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)及び建設機械の運営規定を変更させていただきます。

今後も会員様により信頼してご利用頂けますよう弊社としても精一杯努力して参りますので、ご利用会員様におかれましても、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成27年1月1日

内容

1.第六章 手数料の改定 (規約 第25条(手数料)のアライAA小山VT手数料の変更・新設)

《現在》

料金区分	出品料	成約料	落札料
小型・中型 I [現状・産業機械含む]	8,000 円	8,000 円	8,000 円
中型 II [現状・産業機械含む]	10,000 円	10,000 円	10,000 円
大型 [現状・産業機械含む]	15,000 円	15,000 円	15,000 円
特大 [現状・産業機械含む]	20,000 円	30,000 円	30,000 円
当日出品	上記に1,000 円プラス		上記同額
記念AA	上記に1,000 円プラス		
商談手数料	上記同額	上記に 5,000 円プラス	
逆商談手数料	上記同額		

《変更》

※当社区分「建設機械」(アライ AA 小山 建機オークション)においては下記手数料が適用されます。

料金区分	出品料	成約料	落札料
ミニミニ	8,000 円	12,000 円	10,000 円
ミニ	12,000 円	18,000 円	15,000 円
小型	15,000 円	25,000 円	20,000 円
中型	20,000 円	30,000 円	25,000 円
大型	30,000 円	50,000 円	30,000 円
超大型	50,000 円	50,000 円	50,000 円
当日出品			
記念AA			
商談手数料	上記同額		上記に 5,000 円プラス
逆商談手数料	上記同額		

「その他の手数料」の改定

・アライAA小山 搬出遅延ペナルティ

《現在》

出品料同額

	小型	中型	大型	特大	備考
1 週目	8,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	1(遅延週数)×手数料
2 週目	16,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	2(遅延週数)×手数料
3 週目	24,000 円	30,000 円	45,000 円	60,000 円	3(遅延週数)×手数料

《新設》

※当社区分「建設機械」(アライ AA 小山 建機オークション)においては下記手数料となります。

出品料同額

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1 週目	8,000 円	12,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	50,000 円	1(遅延週数)×手数料
2 週目	16,000 円	24,000 円	30,000 円	40,000 円	60,000 円	100,000 円	2(遅延週数)×手数料
3 週目	24,000 円	36,000 円	45,000 円	60,000 円	90,000 円	150,000 円	3(遅延週数)×手数料

【別紙:建機機種別区分表】

※アライ AA 小山 建機オークション 建機機種別区分表

2. 第七章 出品 第 28 条(出品車両の搬入)の「車両搬出入管理要綱」の変更・新設

《現在》

アライ AA 小山VTの重建機の当週オークションの搬入受付時間は木曜日 17:00 迄。

《変更》

アライ AA 小山 建機オークションの当週オークション搬入受付時間は火曜日 17:00 迄。

《現在》

■アライ AA 小山 VT

曜日	搬入受付時間	搬出受付時間
日	24 時間	24 時間
月	24 時間	24 時間
火	24 時間	9:00 まで
水	24 時間	禁止
木	24 時間	禁止
金	24 時間 前日コーナー締め 15:00 まで	禁止
土	当日コーナー締め 12:00 まで 以降次週扱い 24 時間	成約・流札車両 ともに 13:00 から

※第2駐車場の利用につきましては別途定めます。小山会場までお問い合わせ下さい。

※第4駐車場の利用につきましては、8:00～20:00 と制限させていただきます。

《新設》

建機オークション会場車両搬出入管理要綱の新設

■アライ AA 小山 建機オークション

曜日	搬入受付時間	搬出受付時間
日	禁止	9:00～17:00
月	9:00～17:00	9:00～17:00
火	当週オークションの締め 9:00～17:00	9:00 まで
水	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
木	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
金	次週以降扱い 9:00～17:00	禁止
土	次週以降扱い 9:00～17:00	成約・流札車両ともに 該当車のセリ終了後から

3. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(14)の変更

《現在》

- (14) 油圧ショベル・ブルドーザー・ホイールローダー等の車両は、メーカー発行の譲渡証明書もしくは、出品者による盗難物品でないことの書面(別紙の確認書)と出品者の譲渡証明書(販売証明可)を提出するものとします。

《変更》

- (14) 建設機械・産業機械を出品し成約とした出品者は、開催日を含む8日以内に、メーカー発行の譲渡証明書もしくは出品者による譲渡証明(販売証明可)にアライAAが定める出品者による盗品その他、犯罪性のないことを出品前に確認済みとする「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」を添え当該アライAAに提出しなければなりません。

4. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 1項(15)の削除とし、新たに(15)を新設

《現在》

- (15) 小型船舶を売買した場合は、船舶手帳・船舶検査証等の譲渡するための必要な書類を提出するものとします。

《変更後》

削除

《新たに(15)を新設》

- (15) 出品者が、1項(14)に記載の各証明書及び「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ、処理を行うものとします。

5. 第十一章 検査規程〔I〕 第3条(出品車両規定)17項(6)の変更

《現在》

- (6) 車体番号の確認ができるもの(ナンバープレート発行対象の機械は打刻の車体番号が確認できるもの)

《変更》

- (6) 車体番号の確認ができるもの(ナンバープレート発行対象の機械は打刻の車体番号が確認できるもの) 但し、アライ小山 建機オークションにつきましては、車体番号がプレート(コーションプレート)または打刻にて確認ができるもの(ナンバープレート付き車両は打刻による確認ができるもの)

6. 十一章 [I] 検査規程 第 7 条 (出品車検査基準) の 重建機検査基準の変更 (検査基準表の削除)

アライ AA 重建機 検査基準表

《 現在 》

項目評価

評価点	内 容
A点	「機関・作業機・足回り」で異常のないもの、「内・外装」でリペイントでなく小傷のもの
B点	「機関・作業機・足回り」で作業上支障のない範囲の不具合、「内・外装」で腐食穴、割れ、欠品のないもの
C点	「機関・作業機・足回り」で修理または部品交換を要する不具合、「内・外装」で著しい損傷のあるもの

総合評価

評価点	内 容
A点	部品交換または修理をせずに商品化可能なもの (項目評価の全ての項目が「A」評価のもの)
B点	不具合はあるものの部品交換または修理をせずに作業可能なもの (項目評価の「内・外装」が「C」評価でも、「機関・作業機・足回り」が「B」評価以上のもの)
C点	部品交換または修理を要するもの、全ての項目評価が出来ないもの (項目評価の「機関・作業機・足回り」のうち「C」評価のあるもの)



《 変更 》

項目評価並びに総合評価を削除し、建設機械につきましては評価点を付与致しません。

7. 十一章 [II] 裁定 (クレーム) 規定 第 3 条 (処理基準) の 40 項及び 41 項の変更

《 現在 》

- 40 原則として非クレーム対象とします。但し、出品票の表記違い (型式、稼働時間等) の発覚及び機械の重大な不具合 (油圧ポンプ故障、走行不良、ブーム・アームの亀裂等) の発覚により、アライ AA が作業上支障があると判断した場合は除きます。
- また非クレーム対象であってもアライ AA 判断によりクレーム対象となる場合があります。

《 変更 》

削除

《 新たに 40 を新設 》

- 40 建設機械については非クレーム対象と致します。但し、「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の内容に違反する場合、またはアライ AA 規約 第七章 出品 第 27 条 (出品の申込み) 1 項にアライ AA 判断にて該当する場合はクレーム対象とします。

8. 十一章 の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)の重建機項目の追加

《11 項を新設》

11 建設機械については非クレーム対象と致します。但し、「盗難歴等の出品事前確認義務における誓約書」の内容に違反する場合またはアライ AA 規約 第七章 出品 第 27 条(出品の申込み)1 項にアライ AA 判断にて該当する場合は、クレーム対象とします。

9. 十一章 の〔Ⅱ〕裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)の重建機専用 細目事項の削除

《現在》

重建機専用 細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間			備 考
		重建機	外部落札	商談	
機 関	作業上支障のある不具合の発覚(E/G内部不良・油圧ポンプ不良等)	5日	5日	—	
作 業 機	作業上支障のある不具合の発覚(アームヒビ・切れ等)	5日	5日	—	
足 廻 り	作業上支障のある不具合の発覚(走行モーター・T/M・クラッチ不良等)	5日	5日	—	
外 装	キズ・錆・凹み・腐食・穴・割れ等	—			ノークレーム対応 (評価点違い含む)
内 装	キズ・破れ・汚れ・穴・雨漏り・割れ等	—			ノークレーム対応 (評価点違い含む)
誤 記 入	出品店申告欄の書き間違い	書類発送後10日			
	セールスポイントの書き間違い	5日	5日	—	
そ の 他	差し押さえ・抵当権設定車・盗難車・犯罪関与車	無期限			キャンセル時ペナルティ100,000円+ 全諸経費
	車体No.が不鮮明なもの(錆・打ち直し等)	30日			

※評価点につきましてはクレーム対象外となります

《変更》

重建機の評価点制度の廃止により、重建機専用 細目事項削除

以上

10. 十一章 の[I]検査規程 第 3 条(出品車両規定)20 項の新設

《20 項の新設》

20 アライ AA 小山 建機オークションの出品機は、検査機関にて全機を対象に放射線量測定の検査を行い、0.3μシーベルト/時間未満であることを確認しております。

但し、弊社はこの測定数値を保証するものではありませんし、

この測定数値は恒久的に0.3μシーベルト/時間未満を保証するものではありません。

測定箇所や経過時間により、機械の放射線量に変化が生じる可能性も考えられますが、その際の測定結果及び輸入国側の数値基準に対して、弊社としては責任を負いかねます。建機オークションに参加されるお客様には、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

11.建設機械・産業機械の出品に関する基本規程

(1) 全ての物品の製造番号、あるいは車体番号を打刻、または、コーションプレート(ステッカー)にて確認できること。また、その製造番号、あるいは、車体番号に改ざん等がないこと。

*製造番号とは、各出品物品の製造番号のこと。

*エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。

*フォークリフト・乗用式トラクターについては、打刻での確認が必要となります。(一部物品を除く)

(2) 出品事前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他の対象となっていないことを確認していること。

また、成約時には、「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」を全ての出品物品に提出していただきます。

(3) 出品物品の完全な所有権を出品者(出品店)が有していること。

12. 成約後の提出書類

※下記提出書類は、建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)の全ての物品に提出義務を課します。

(1) 譲渡書(出品店名義のもの) (販売証明書も可)

(2) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」(建機工の譲渡書があるものは提出不要)

※アライ AA のホームページ「情報・申請書ダウンロード」⇒「各種ダウンロード」から印刷できます。

(3) その他、譲渡書類があるものは、必要書類を添付する

13. 成約後の提出書類に関する規定 ★規約改定

- (1) 出品者はオークションに出品した物品が成約した場合は、この「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」をメーカー発行の譲渡証明書、もしくは出品者による譲渡証明書(販売証明書も可)とともに、開催日を含む8日以内に当該アライ AA へ提出しなければなりません。
- (2) 出品者が「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」と各証明書の提出期限を遅延する場合、または提出ができない場合には、規約第33条(譲渡書類の罰則)1項、2項、3項に記載の内容に準じ処理を行うものとします。
また、その際の代金決済に関しては、規約第10章(車両代金の決済)第39条(出品者に対する成約車両代金の支払)にもとづいて処理することとします。
- (3) 「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA 指定のもので、原本を提出するものとし、FAX 等のコピーは受付できません。
*「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」はアライ AA が保管し、落札者には提出しません。

14. 出品に関する細目規定

※建設機械及び産業機械(農業機械・フォークリフト・建機系機械・車両系機械)で物品が下記内容に該当する場合は、出品不可となる場合があります。

また、下記に記載が無い場合でも、アライ AA の判断により出品ができない場合があります。

- (1) アライ AA 小山が貸し出すフォークリフトを正規に使用して、安全に積み降しができない物品。
但し、自走にて積み降ろしをする場合は、この限りではない。
- (2) 燃料漏れ、オイル漏れ等、アライ AA が危険と判断した物品。
- (3) 機関、機構系に不具合がある物品。
- (4) 正常作動や走行ができない物品。あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある物品。
- (5) 主要部品の欠品により正常な機能をなさない物品。(カギ・バッテリー・燃料タンク 等)
- (6) 部品、装備品が取り外された状態での出品。
但し、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) ブレーキ・エンジン・ミッション等の不良により走行が不能な物品。(前後進・操舵不能 等)
- (8) アタッチメント等が作動不良のため、走行ができない物品。
- (9) 建機用アタッチメントで、著しい割れや破損がある物品。
- (10) 梱包されていて中身の確認ができない物品。
- (11) 製造番号、あるいは車体番号が明確に確認できない、あるいは改ざんの疑いがある物品。
- (12) 盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中等、出品に問題がある物品。
- (13) セットでの出品。但し、建設機械でその機械用のアタッチメントがある場合は、セットでの出品可。
- (14) 役所ナンバー付きの物品。
所轄官庁発行の登録ナンバーを所定の手続きにて返納し、登録を抹消した物品に限る。
- (15) バッテリー動力の機械で、充電が不十分と判断された物品。

- (16) 出品機が搬入時にバッテリー上がりの場合は、査定並びに移動等の弊害になる為、
アライ AA が新品バッテリーに交換させて頂きます。尚、交換費用につきましては実費請求させて頂きます。
- (17) シリアル NO.がプレート(コーションプレート)または打刻にて確認ができるもの
(ナンバープレート付き車両は打刻による確認ができるもの)
- (18) 【アライ小山 建機オークション専用出品申込書】にスタート価格、希望価格が記載されていない車両
(当週オークションの木曜日の営業時間内までにアライ AA 小山 建機会場まで
ご連絡頂ければ、その限りではない)
- (19) 出品機に泥が着いた場合は査定の弊害となる為、アライ AA 小山 建機会場により洗車させて頂きます。
また、洗車費用につきましてはアライ AA 小山 建機オークション手数料の出品料と同額頂きます。
- (20) アライ AA 小山 建機会場の出品機については、放射線量が 0.3μシーベルト/時間以上のある出品機に
つきましては出品をお断りさせて頂きます。
また、弊社では除染作業を承っておりませんので予めご了承下さい。

注(16)-(20)項目につきましてはアライ AA 小山 建機会場専用規定となりますので、
ベイサイド会場、仙台会場、小山 VT 会場につきましては適応外になります。

15. 建設機械に関して

(1) 出品可能な建設機械の一例

一般建設機械	ブルドーザー・ドーザーショベル・ホイールローダー・油圧ショベル 等
道路関連機械	モータグレーダー・振動ローラ・タイヤローラ・鉄輪ローラ・フィニッシャー・ロードカッター・スタピライザ・除雪車 等 ハンドガイドローラー 等
運搬機	重ダンプ・キャリアダンプ・クローラキャリア 等
クレーン	カニクレーン・クローラクレーン 等
タイヤ式ショベル	ショベルローダー・スキッドステアローダー 等
鉱山機械	クローラドリル 等
自走式破砕機	ジョークラッシャー・インパクトクラッシャー・二軸せん断機・木材破砕機 等
その他	自走式土質改良機・トラッシュコンパクター・高所作業車・自走式ベルコン・自走式スクリーン・ゲレンデ整備車・雪上車 等

16. 農業機械の出品に関して

(1) 出品可能な農業機械の一例

基本機械	トラクター・コンバイン・田植機・耕運機・管理機・バインダー・ハーベスター・農業用運搬車両(歩行型・自走型) 草刈機・芝刈機 等
稲作/野菜関連	水田溝切機・移植機・培土機・各種野菜収穫機・肥料散布機・乾燥機・糞摺り機・脱穀機・精米機・米選機 等
防除機関連	ハイクリブーム・スプレイヤー・動力噴霧機・動力散布機 等
畜産関連	ラップマシーン・ロールペーラ 等
緑地/木材関連	樹木破砕機(チッパー)・薪割り機 等
小型屋外作業機関連	刈払機・チェンソー・ブロア・ヘッジトリマー 等
作業機関連	トラクター作業機(運搬車・トレーラー含む)・管理機作業機 等
その他	各種農業用コンテナ 等

17. 建機系機械・車両系機械の出品に関して

(1) 出品可能な建機系機械・車両系機械は下記の車両に限定とします。

また、下記に記載する商品であっても製造番号が確認できない車両は出品不可とします。

下記に記載のある車両であってもアライ AA の判断により出品ができない場合があります。

建機系機械	ランマー・プレート・ハンドガイドローラー・コンクリートカッター・投光機 発電機・溶接機・コンプレッサー・洗浄機・建機用アタッチメント各種
車両系機械	クレーン単体(車両積載型) *但し、ミニクレーン・ヒアブタイプクレーン・クレーンジャッキ単体・船舶用クレーンは不可 スーパースーパータイヤチェンジャー・バランスサー・オイルチェンジャー・除雪機

※産業機械専用出品票の表紙に記載のある内容と一部異なりますので、ご注意をお願い致します。

※規定につきましては会場ごとに規定が異なる場合がありますので、事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。

以上